

2020年（令和2年）2月27日

市内地域密着型サービス管理者各位

逗子市福祉部高齢介護課長

事業所において新型コロナウイルスに対する感染経路の遮断対策をとった場合の
運営推進会議の取扱いについて（通知）

日頃より、介護保険事業にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。
現在、各事業所においては感染症対策を徹底されているところかと思いますが、面会制限
等、感染症の病原体を事業所の外部から持ち込まないよう措置をとった場合の、運営推進会
議の取扱いを次のとおりお知らせします。

記

- 1 現時点では、運営推進会議の開催の可否は事業者判断とします。
- 2 延期をする場合には、新型コロナウイルスが終息し、開催可能になった時点で速やかに運営推進会議を開催してください。
- 3 延期によって、基準で定められた期間（概ね2月に1回以上若しくは概ね6月に1回以上）に開催ができない場合でも差し支えないものとします。
- 4 上記は、現時点での判断であり、今後の状況により変更する場合があります。

※ 本通知の内容は、逗子市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合は各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。
ご不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

事務担当：介護保険係

046-873-1111（内線246・247）